

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者  
支援施設等に準ずる者の認定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な基準を定めるものとする。

(認定対象者)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条に規定する特例子会社
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第2項第3号に規定する重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者優先調達推進法第2条第3項に規定する在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、前各号に準ずる者として市長が認める者

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者等認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 定款、寄付行為、会則、活動方針その他これらに類する書類
- (2) 事業所及び事業内容の概要
- (3) 提供できる物品及び役務の概要
- (4) 物品及び役務の提供実績
- (5) 前条各号のいずれかに該当することを証する書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、あらかじめ、2人の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、障害者支援施設等に準ずる者として認定するものとする。

- (1) 障害者優先調達推進法第1条に規定する目的を踏まえ、物品の販売又は役務の提供を適切に行う能力を有すること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 各項に該当しないこと。
  - (3) 市内に事業所又は住所を有すること。
  - (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を行っていないこと。
- 2 市長は、前項の規定による認定の可否を決定したときは、障害者支援施設等に準ずる者等認定・不認定通知書（別記第 2 号様式）により、その申請をした者に通知するものとする。

（認定事項の変更）

第 5 条 認定を受けた者は、第 3 条の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者等認定事項変更届（別記第 3 号様式）により市長に届け出るものとする。

（認定の取消し）

- 第 6 条 市長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、当該認定を取り消すことができる。
- (1) 第 2 条各号のいずれにも該当する者でなくなったとき。
  - (2) 第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが明らかになったとき。
  - (4) 当該認定を受けた者に、重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。
  - (5) その他、前各号に類する事情により、当該認定を受けた者として適当でないとして認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、障害者支援施設等に準ずる者等認定取消通知書（別記第 4 号様式）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（報告等）

第 7 条 市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して報告を求め、申請書又は添付書類に記載された内容等について、実地において調査し又は説明を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。